

第122回 定時株主総会 招集ご通知

2022年4月1日 ▶ 2023年3月31日

日時

2023年6月23日(金曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

場所

東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階 日経ホール

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/2004/>



CONTENTS

- 第122回定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 5

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）一部変更及び継続の件

(添付書類)

- 事業報告 …… 37
- 連結計算書類 …… 65
- 計算書類 …… 67
- 監査報告書 …… 69

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

穀物ソリューション・カンパニー

SHOWA

昭和産業

昭和産業株式会社

証券コード：2004

株主各位

東京都千代田区内神田二丁目2番1号

昭和産業株式会社

代表取締役 塚越英行
社長執行役員

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.showa-sangyo.co.jp/ir/library/shareholders/>



電子提供措置事項は、株式会社プロネクサスのウェブサイトにも掲載しております。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2004/teiji/>



上記に加え、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

以下のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「昭和産業」または「コード」に当社証券コード「2004」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時

2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2 場 所

東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階 日経ホール
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3 目的事項

- | | |
|-------------|--|
| 報告事項 | 1. 第122期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 2. 第122期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）一部変更及び継続の件 |

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況」および「会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月23日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時40分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時40分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

印刷枚数

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

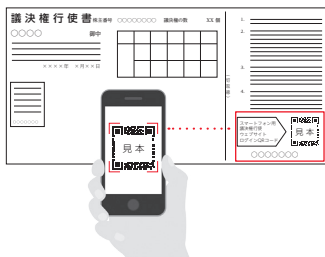
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

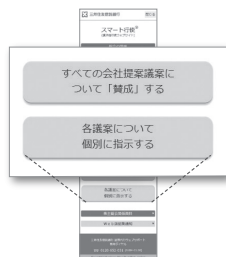
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

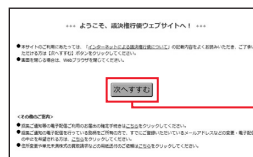
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

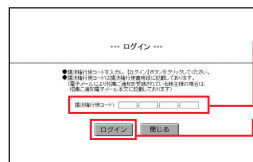
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

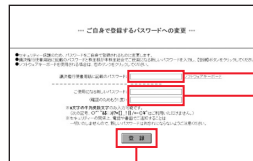
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来の企業価値の源泉となる成長投資および設備投資とともに、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識をしており、長期的に安定した配当の継続を目指しつつ、経営基盤の安定を図ることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および財務体質の強化、今後の事業展開等ならびに安定配当の維持を勘案し、以下のとおり1株につき金35円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金30円を含めた当期の年間配当金は、1株につき65円となり、前期と比べ1株につき5円の増配となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金35円
総額 1,170,782,690円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じであります。）新妻一彦、国領順二、大柳奨、山口龍也、塚越英行、大野正史、柳谷孝、三上直子の各氏8名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきまして、当社監査等委員会は、各候補者の当事業年度における業務執行状況および業績等に鑑み、全ての取締役候補者について妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	再任 新妻一彦	代表取締役会長	
2	再任 塚越英行	代表取締役社長執行役員	
3	再任 国領順二	取締役専務執行役員 事業・営業部門統轄	
4	再任 山口龍也	取締役常務執行役員 イングリディエンス営業部・ フードプロセス営業部・流通営業部・支店担当	
5	再任 大野正史	取締役常務執行役員 テクニカル部門統轄	
6	新任 細井義泰	常務執行役員 コーポレート部門統轄、 中計推進本部長	
7	再任 柳谷孝	社外取締役	社外取締役 独立役員
8	再任 三上直子	社外取締役	社外取締役 独立役員



候補者番号

1

にいつま かずひこ

新妻 一彦

(1957年10月1日生)

所有する当社株式の数 60,576株

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社	2014年 6月 当社専務取締役
2001年 6月 当社広域営業本部長	2016年 4月 当社代表取締役社長
2006年11月 当社製粉部長	2020年 4月 当社代表取締役社長執行役員
2009年 6月 当社執行役員	2023年 4月 当社代表取締役会長 (現任)
2012年 6月 当社常務取締役	

■ 取締役候補者とした理由

新妻一彦氏は、代表取締役会長としての役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号

2

つかごし ひでゆき

塚越 英行

(1965年12月19日生)

所有する当社株式の数 9,398株

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 2月 当社入社	2021年 4月 当社常務執行役員
2013年 6月 当社福岡支店長	2021年 6月 当社取締役常務執行役員
2015年 4月 当社経営企画部長	2023年 4月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)
2018年 4月 当社執行役員	

■ 取締役候補者とした理由

塚越英行氏は、代表取締役社長執行役員としての役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号

3

こくりょう じゅんじ

国領 順二

(1960年5月17日生)

所有する当社株式の数 20,994株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2018年 6月	当社取締役常務執行役員
2011年 5月	当社広域営業部長	2021年 4月	当社取締役専務執行役員（現任）
2014年 6月	当社執行役員	2023年 4月	事業・営業部門統轄（現任）
2018年 4月	当社常務執行役員		

再任

■ 取締役候補者とした理由

国領順二氏は、取締役専務執行役員として事業・営業部門統轄の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

4

やまぐち たつや

山口 龍也

(1960年5月30日生)

所有する当社株式の数 24,662株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2018年 4月	当社常務執行役員
2007年 4月	当社札幌支店長	2018年 6月	当社取締役常務執行役員（現任）
2009年 6月	当社食品部長	2023年 4月	イングリディエンツ営業部・フードプロセス営業部・流通営業部・支店担当（現任）
2014年 6月	当社執行役員		

再任

■ 取締役候補者とした理由

山口龍也氏は、取締役常務執行役員としてイングリディエンツ営業部・フードプロセス営業部・流通営業部・支店担当の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

5

おのの まさし

大野 正史

(1964年11月2日生)

所有する当社株式の数

5,805株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2022年 4月	当社常務執行役員
2016年 4月	当社船橋工場長	2022年 6月	当社取締役常務執行役員（現任）
2019年 4月	当社執行役員	2023年 4月	テクニカル部門統轄（現任）

■ 取締役候補者とした理由

再任

大野正史氏は、取締役常務執行役員としてテクニカル部門統轄の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号

6

ほそい よしひろ

細井 義泰

(1962年1月20日生)

所有する当社株式の数

2,800株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社	2018年 4月	当社執行役員
2011年 5月	当社事業開発部長	2022年 4月	当社常務執行役員（現任）
2016年 4月	当社情報システム部長	2023年 4月	コーポレート部門統轄（現任）

■ 取締役候補者とした理由

新任

細井義泰氏は、常務執行役員としてコーポレート部門統轄の役割を適切に果たしており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補者いたしました。



候補者番号

7

やなぎや
柳谷 孝

(1951年11月13日生)

所有する当社株式の数 3,200株

再任

社外

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年10月	野村證券株式会社常務取締役	2013年6月	株式会社アルファシステムズ 社外取締役（現任）
2002年4月	同社代表取締役専務取締役	2014年6月	株式会社ハーツユナイテッドグループ （現 株式会社デジタルハーツホールディングス）社外取締役（現任）
2003年6月	同社代表執行役専務執行役	2015年6月	当社社外取締役（現任）
2006年4月	同社代表執行役執行役副社長	2016年5月	学校法人明治大学理事長（現任）
2008年4月	同社執行役副会長		
2008年10月	同社執行役員副会長		
2012年4月	同社常任顧問		
2012年8月	同社顧問		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

柳谷孝氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営の経験と資本市場についての豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献することを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、経営諮問委員会および報酬諮問委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



候補者番号

8

みかみ
三上 直子

(1961年3月12日生)

所有する当社株式の数 700株

再任

社外

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	味の素株式会社入社	2019年6月	同社代表取締役副社長兼執行役員
2007年4月	武蔵野大学客員教授	2020年1月	同社代表取締役副社長兼執行役員 商品開発本部担当
2010年1月	株式会社シーボン入社	2021年6月	ヤーマン株式会社シニアアドバイザー （現任）
2011年6月	同社執行役員 生産部担当	2021年6月	当社社外取締役（現任）
2012年6月	同社取締役 生産部担当	2022年3月	アース製薬株式会社社外取締役（現任）
2017年4月	同社管理本部担当		
2017年6月	同社常務取締役兼執行役員		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三上直子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営の経験と豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献することを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、経営諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 柳谷孝、三上直子の両氏は、社外取締役候補者であり、また、経営陣から支配・干渉されない外部の視点から経営の健全性を確保できると判断したため東京証券取引所の定める独立役員候補者としております。
3. 柳谷孝氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。また、三上直子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、柳谷孝、三上直子の両氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款の規定により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除く。）を当該保険契約によって填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても取締役会において決議のうえ、同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役 齋藤規生、吉田幸宏、花田秀則の各氏3名全員が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	新任 <small>おお やなぎ</small> 大柳 <small>すすむ</small> 奨	取締役	
2	新任 <small>て しま とし ひろ</small> 手島俊裕	—	社外取締役 独立役員
3	新任 <small>すご う じょう じ</small> 菅生譲二	—	社外取締役 独立役員



新任

候補者番号

1

おおやなぎ すすむ

大柳 奨

(1959年4月25日生)

所有する当社株式の数 21,501株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	株式会社日本興業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行	2012年 4月	当社総務部長
2008年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 証券部長	2013年 6月	当社執行役員
2010年 4月	同行クレジットエンジニアリング 部長	2016年 4月	当社常務執行役員
		2018年 6月	当社取締役常務執行役員
		2023年 4月	当社取締役 (現任)

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

大柳奨氏は、取締役として、当社のコーポレート部門における長年の経験と企業経営の経験を有し、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資することに加えて、中立的・客観的に監査等を行うことができる候補者であると判断したため、監査等委員である取締役候補者といたしました。



候補者番号

2

てしま としひろ

手島 俊裕

(1960年10月24日生)

所有する当社株式の数

0株

新任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	山一証券株式会社入社	2018年 4月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社)
1987年 4月	スミス・バーニー証券会社入社		取締役常務執行役員
1992年 9月	安田火災海上保険株式会社入社	2021年 6月	SOMPOホールディングス株式会社 取締役 (現任)
2007年 7月	安田企業投資株式会社 総合企画部長		
2008年 6月	同社代表取締役専務		
2017年 4月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 執行役員法務部長 SOMPOホールディングス株式会社 執行役員法務部長		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

手島俊裕氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は損害保険会社における長年の経験とリスク管理についての豊富な知見を有しており、当該知見を活かして、当社のリスクマネジメントの更なる強化に貢献することを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、経営諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



新任

社外

候補者番号

3

す ご う じ ょ う じ

菅生 讓二

(1961年9月19日生)

所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	株式会社千葉銀行入行	2016年 6月	同行取締役常務執行役員
2002年 6月	同行幕張新都心支店長	2018年 6月	株式会社ちばぎん総合研究所取締役副社長
2006年 2月	同行市川支店市川法人営業部長	2021年 6月	ちばぎんジェーシーピーカード株式会社取締役社長（現任）
2011年 6月	同行市場営業部長	2021年 6月	ちばぎんディーシーカード株式会社取締役社長（現任）
2013年 6月	同行審査部長		
2014年 6月	同行執行役員審査部長		

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

菅生讓二氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は金融機関における長年の経験と豊富な知見を有しており、当該知見を活かして、当社の財務政策の強化に貢献することを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、経営諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 手島俊裕、菅生讓二の両氏は、社外取締役候補者であり、また、経営陣から支配・干渉されない外部の視点から経営の健全性を確保できると判断したため東京証券取引所の定める独立役員の候補者としております。
3. 当社は、大柳奨氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款の規定により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。また、手島俊裕、菅生讓二の両氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除く。）を当該保険契約によって填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても取締役会において決議のうえ、同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

たかはし よしき
高橋 善樹

(1959年4月13日生)

社 外

所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 弁護士登録

2011年9月 太樹法律事務所設立
(現在に至る)

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高橋善樹氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士として法的な専門知識とコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しており、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に貢献することを期待したためであります。また、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、経営諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

(注) 1. 候補者と当社との間には法律顧問契約があります。

2. 上記「補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」により、高橋善樹氏が社外取締役に就任した場合、監査等委員である社外取締役に就任した際の職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

3. 高橋善樹氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款の規定により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定です。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除く。）を当該保険契約によって填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。高橋善樹氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても取締役会において決議のうえ、同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 第2号議案および第3号議案が承認されたのちの経営体制 (スキル・マトリックス)

当社グループは、「人々の健康で豊かな食生活に貢献する」というグループ経営理念のもと、「穀物ソリューション・カンパニー」として、2025年度を最終年度とする長期ビジョン「SHOWA Next Stage for 2025」を策定し、現在、3年間の中期経営計画を3回にわたって展開しております。この目標の実現を通して、すべてのステークホルダーの負託に応えるべく、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでおります。

当社の取締役は、この取り組みを進めていく上で必要な知見・経験等を有し、その専門性の発揮が期待できると考えており、スキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

なお、当社グループがC S V戦略の観点から事業を通して社会的課題の解決を実現すると共に、企業価値の向上を図るE S G経営を推進するスキルについては、すべての取締役が有しております。また、すべての監査等委員である取締役は、監査に係るスキルを有しており、すべての独立社外取締役は、企業経営の経験を有しております。

ただし、以下のスキル・マトリックスは、当社の取締役が有するすべての知見・経験等を表すものではありません。

氏名	当社における地位・担当	属性
男性 新妻 一彦	代表取締役会長	
男性 塚越 英行	代表取締役社長執行役員	
男性 国領 順二	取締役専務執行役員 事業・営業部門統轄	
男性 山口 龍也	取締役常務執行役員 イングリディエーツ営業部・フードプロセス営業部・流通営業部・支店担当	
男性 大野 正史	取締役常務執行役員 テクニカル部門統轄	
男性 細井 義泰	取締役常務執行役員 コーポレート部門統轄、中計推進本部長	
男性 柳谷 孝	社外取締役	社外取締役 独立役員
女性 三上 直子	社外取締役	社外取締役 独立役員
男性 大柳 奨	取締役 (常勤監査等委員)	
男性 手島 俊裕	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役 独立役員
男性 菅生 譲二	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役 独立役員

【スキル・マトリックスの各項目について】

スキル項目	期待する知見・経験
企業経営	社内取締役については、当社のグループ会社を含めて経営者として取締役を務めている、もしくは務めた経験がある、または、その知見を有しており、当社の取締役として、その専門性を発揮することを期待している。一方、社外取締役については、他社において経営者として取締役を務めた知見・経験を有しており、当社の取締役として、その専門性を発揮することを期待している。
事業戦略	当社が、“穀物ソリューション・カンパニー”として、国内の食を支える原料穀物を海外から調達して事業を行い社会貢献を果たしていく上で、海外の原料穀物事情に精通していることや、国の機関および関連団体との密接な連携に係る知見・経験に加え、当社が経営戦略を実行するために食品業界における市場動向を把握しつつ、様々なステークホルダーとの関係構築に係る知見・経験を有しており、当社の取締役として、その専門性を発揮することを期待している。
海外ビジネス	海外企業との間で、業務提携等の契約締結に向けて、会社を代表して交渉した知見・経験を有しており、当社の取締役として、その専門性を発揮することを期待している。
研究開発	
生産技術・ロジスティクス	当社グループが経営戦略を実行し、持続的な成長と企業価値の向上を実現していく上で、当該分野に精通しているだけでなく、適切に管理、監督ができる知見・経験を有しており、当社の取締役として、その専門性を発揮することを期待している。
財務・ファイナンス	
ガバナンス・リスクマネジメント	
IT・情報	

※特に専門性の発揮を期待するスキルを挙げております。

期待する知見・経験							
企業経営	事業戦略	海外ビジネス	研究開発	生産技術・ロジスティクス	財務・ファイナンス	ガバナンス・リスクマネジメント	IT・情報
●	●	●				●	
●	●					●	●
●	●	●					
●	●						
●			●	●			
●					●	●	●
●		●			●		
●			●	●			
●					●	●	●
●					●	●	
●					●	●	

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）一部変更及び継続の件

当社は、2008年6月27日開催の当社第107回定時株主総会にて株主の皆様のご承認により、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）」を導入し、その後、2011年6月29日開催の当社第110回定時株主総会、2014年6月27日開催の当社第113回定時株主総会、2017年6月28日開催の当社第116回定時株主総会及び2020年6月24日開催の当社第119回定時株主総会において、株主の皆様のご承認により、その一部を変更した上で継続しており、現在に至っております。

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結のときまでとなっておりますので、当社では、本プランの導入・継続後も、関係法令の改正や社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる様々な議論の動向等を勘案しつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みの一つとして、継続の是非を含め、そのあり方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2023年5月11日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランの基本的内容を維持したまま継続することを決定いたしました。

本プランの継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、ご承認をいただいたときから、2026年6月開催予定の当社定時株主総会終結のときまでとなります。

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為について適切な判断を行えるようにするためのものであり、大規模買付行為に応じるか否かという株主の皆様の判断の機会を損なうものではありません。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外取締役2名を含む当社監査等委員である取締役3名全員が出席し、本プランは当社株券等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

また、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

本議案は、当社定款第43条第1項の定めに基づき、本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為についても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるか否かは、株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

当社グループの経営に際しては、穀物に関する幅広いノウハウや知見と豊富な経験並びに国内外の顧客や取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に構築された信頼関係等への理解が不可欠であります。これらに関する理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、提案された当社株式の取得対価が当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な判断をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、検討に必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、更には大規模買付提案に対する当社取締役会としての当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する代替策を提示する等の必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取り組みについて

昭和産業グループは、「人々の健康で豊かな食生活に貢献する」ことをグループ経営理念としております。

穀物を原料とする食品素材を軸にした総合食品メーカーとして、これまで培ってきた製粉、製油、糖質、飼料畜産などの各事業における技術やノウハウを最大限発揮していくことにより、「市場に価値を認められる、安全で安心できる食品を安定的に供給する」という社会的使命を果たしてまいります。

新型コロナウイルス感染症による行動制限の段階的な緩和が進んだことにより、経済・社会活動が正常化に向かい、景気は持ち直しの傾向が続いておりますが、一方で、原料穀物相場の高値圏での推移、エネルギーコストの上昇、加えて、為替相場の円安基調等、当社グループを

取り巻く事業環境は大きく変化しております。

このような情勢の中で、当社グループは、安全・安心で高品質な価値ある製品の提供を柱とした企業の社会的責任を果たすために、「穀物ソリューション・カンパニー」として、長期ビジョン「SHOWA Next Stage for 2025」及び「中期経営計画23-25」の達成に向けて基本戦略を推進してまいります。

「SHOWA Next Stage for 2025」の内容

ありたい姿	全てのステークホルダーに満足を提供する “穀物ソリューション・カンパニー Next Stage” ～幹を太くし、枝葉を広げ、世の中のためになる果実を育てる～
方針	昭和産業グループならではの複合系シナジーソリューションを進化させると共に、ESG視点での取り組みも強化し、企業価値の向上に努めてまいります。

「中期経営計画23-25」の基本戦略

①基盤事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ型営業組織への変革による販売力強化 ・グループ連携による事業拡大と収益力強化 ・商品構成の最適化や差別化戦略による収益力強化 ・原料、資材の安定調達強化
②事業領域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・海外事業、冷凍食品事業の拡大 ・新規事業への挑戦
③環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ環境目標達成に向けた継続的取り組み ・容器包装プラスチックの削減 ・カーボンニュートラル実現に向けたロードマップの検討
④プラットフォームの再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ROIC導入による事業ポートフォリオマネジメントの高度化 ・人的資本経営の推進 ・デジタル戦略の推進 ・RD&E戦略の推進
⑤ステークホルダーエンゲージメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員エンゲージメントの向上 ・株主戦略に基づく IR の推進 ・SNS活用による発信力強化と企業認知度の向上

このような活動を通じ、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することができるものと考えております。

3. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

また、2023年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の（i）または（ii）に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

（i）当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名または名称及び住所または所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

但し、買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間」を開始するものいたします（但し、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものいたします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組
合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内
容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、
方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模
買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付等を行った後
における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体
的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある
場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買
の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある
場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量
等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の
締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契
約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの基本的な経営方針、事業計画、
資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会そ
の他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xi) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提供がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合または意向表明書受領日から60日間が経過したときには、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）または（ii）の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。

（i）対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

（ii）その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会が合理的に認める場合に延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様が開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものといたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤ 取締役会の決議

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合には、直ちに對抗措置の発動の決議を行うものいたします。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、上記④の検討等の後、遅滞なく以下の手続きに従い、對抗措置の発動の是非について決議を行うものいたします。

(イ) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、對抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものいたします。

この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主意識確認総会または書面投票の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに對抗措置の発動または不発動の決議を行うものいたします。

なお、別紙2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることといたします。

(ロ) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合には、對抗措置の不発動の決議を行うものいたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が對抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥ 株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤（ii）（イ）に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するものいたします。

株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個といたします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものいたします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会または書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。株主意思確認総会における投票の場合、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が出席し、その投票権の過半数をもって賛否を決するものいたします。書面投票による場合、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数をもって賛否を決するものいたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、（i）買付者等が大規模買付等を中止した場合または（ii）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止を行うものいたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものいたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うことといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものいたします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2026年6月開催予定の定時株主総会終結のときまでといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものいたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものいたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3.に記載の通り、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得たうえで継続するものです。上記4.(3)に記載の通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記4.(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また、当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、

本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施にあたり、新株予約権の発行要項、当社株式の売買にあたって損害を被る可能性がある旨、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要となります。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下（ii）において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- 10 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

以上

別紙1

当社の大株主の株式保有状況

当社大株主上位10名の株式保有状況（2023年3月末現在）

	株主名	株式保有状況	
		持株数（千株）	持株比率（％）
1	伊藤忠商事株式会社	2,540	7.6
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,189	6.5
3	株式会社千葉銀行	1,542	4.6
4	三井物産株式会社	1,540	4.6
5	ユアサ・フナショク株式会社	1,233	3.7
6	損害保険ジャパン株式会社	1,197	3.6
7	昭和産業取引先持株会	1,131	3.4
8	農林中央金庫	1,103	3.3
9	双日株式会社	1,000	3.0
10	カーギルジャパン合同会社	940	2.8

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて、持株比率は小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。
 2. 当社は、自己株式534千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 3. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買取（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら (1) から (4) までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、(6) これら (1) から (5) までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

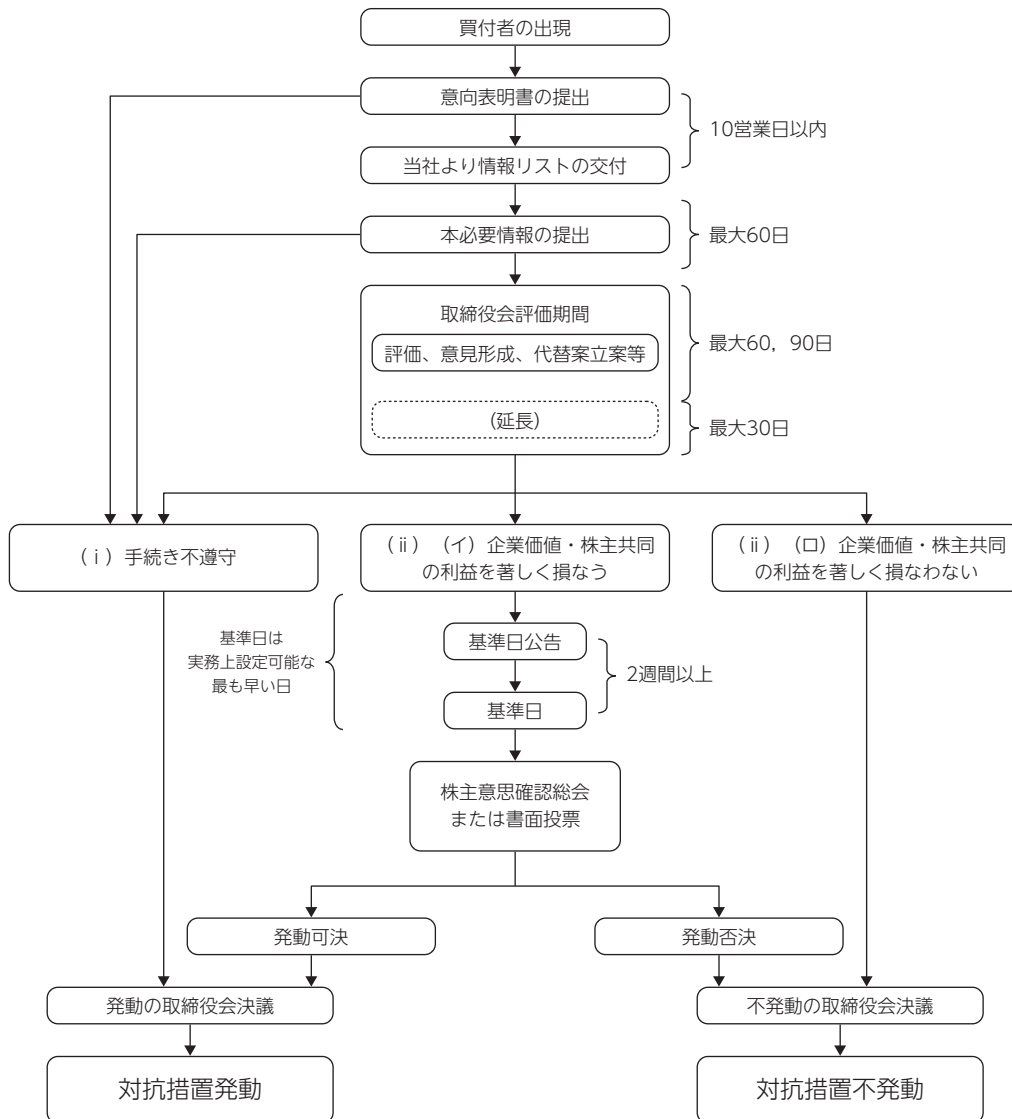
11 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

12 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の段階的な緩和が進んだことにより経済・社会活動が正常化に向かい、景気は持ち直しの傾向が続きました。

しかしながら、原料穀物相場は、2022年度前半の急騰、その後の激しい値動きの状況からは徐々に落ち着きを取り戻しているものの、依然として高値圏で推移しております。またウクライナ情勢の長期化に加え、為替相場の急激な変動やエネルギーコストの上昇など、経営環境は厳しい状況が続きました。

このような状況の中、当社は創立90周年を迎える2025年度のありたい姿（長期ビジョン）「SHOWA Next Stage for 2025」の実現に向けた2nd Stage「中期経営計画20-22」の最終年度を迎え、5つの基本戦略「①基盤事業の強化」「②事業領域の拡大」「③社会的課題解決への貢献」「④プラットフォームの再構築」「⑤ステークホルダーエンゲージメントの強化」の各施策を着実に推進してまいりました。

当連結会計年度では、「①基盤事業の強化」において、プレミックス事業を発展・進化させるための基幹工場として船橋工場内に「船橋プレミックス第2工場」を新設し、昨年6月より操業を開始いたしました。また、昨年8月には油脂食品・糖質事業において、より一層の製品供給の安定化、コスト低減、付加価値向上を目的に、辻製油株式会社と業務提携を発表し、両社の持つ経営資源を有効活用することで、競争力を強化してまいりました。

「③社会的課題解決への貢献」では、「昭和産業グループ 環境目標」を設定いたしました。CO₂排出量46%以上削減（グループ全体2030年度目標、対2013年度）、食品ロス30%以上削減（昭和産業および食品ロス発生量が100 t/年以上のグループ会社6社2025年度目標、対2018年度）、水使用量原単位12%以上削減（グループ全体2030年度目標、対2019年度）の実現を目指してまいりました。

これらの結果、連結売上高は3,350億53百万円と前期に比べ474億18百万円（16.5%）の増収となりました。営業利益は41億84百万円と前期に比べ13億80百万円（24.8%）の減益、経常利益は65億25百万円と前期に比べ50百万円（0.8%）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は77億76百万円と前期に比べ37億69百万円（94.1%）の増益となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

製粉事業

製粉事業は、行動制限の緩和から外食や土産品などの需要が回復基調となった一方で、コンビニエンスストア向けの日配品等において厳しい状況が続きました。マーケット分析力を生かし、ターゲット業態別での提案型営業の強化を行ったことにより、業務用小麦粉の販売数量については、前期を上回りました。業務用プレミックスの販売数量については、惣菜、デザート等中食市場への取り組みを強化してまいりましたが、前期を下回りました。ふすまの販売数量については、前期を上回りました。販売価格については、輸入小麦の政府売渡価格が昨年4月に平均17.3%（税込価格）引き上げられたことを受け、小麦粉製品の価格改定を実施いたしました。なお、昨年10月には輸入小麦の政府売渡価格は緊急措置として昨年4月の政府売渡価格が適用された（実質据え置き）ことにより、小麦粉製品価格を据え置きといたしました。

営業利益については、業務用小麦粉の販売数量増加や焼成パン事業の収益改善などにより前期を上回りました。

これらの結果、製粉事業の売上高は873億73百万円（前期比11.8%増）、営業利益は38億40百万円（前期比8.0%増）となりました。

油脂食品事業

油脂食品事業は、原料穀物相場が依然として高値圏で推移したことに加え、LNGをはじめとするエネルギーコストの上昇や、依然円安水準である為替相場の影響を受け、大変厳しい状況が続きました。製造コストの上昇に伴い、油脂製品については一昨年から本年にかけて7度にわたる価格改定を発表し、販売価格の改定を最優先に取り組んでまいりました。

業務用については、油脂とプレミックス、パスタのシナジー効果を生かし、提案型の営業活動を強化してまいりました。製粉・糖質事業等との連携に加え、グループ会社であるボーソー油脂株式会社との共同提案等による新たな販路開拓に取り組みました。しかしながら、業務用油脂の販売数量については、製品価格の大幅な上昇に伴う需要減退等により、前期を下回りました。一方、業務用食材の販売数量は、主要販売先である外食向けの売り上げが回復したこと等により、前期を上回りました。

家庭用では、内食需要を喚起するために食用油とプレミックス、パスタとを関連させた販売の強化に取り組んでまいりました。家庭用食用油、小麦粉、プレミックス、パスタについては適正価格での販売を優先したため、販売数量は前期を下回りました。

これらの結果、油脂食品事業の売上高は1,199億26百万円（前期比19.4%増）、営業利益は10億64百万円（前期比4.4%増）となりました。

糖質事業

糖質事業は、行動制限の緩和による経済活動の回復や夏場の記録的猛暑の影響等により、飲料等の業態において需要の増加が見られた一方、原料穀物相場が依然として高値圏で推移したことに加え、エネルギーコストの更なる上昇により、引き続き大変厳しい状況が続きました。製造コストの上昇に伴い、昨年は複数回にわたる価格改定を発表し、適正価格での販売に取り組むとともに、当社子会社である敷島スターチ株式会社やサンエイ糖化株式会社との連携を図り、提案型営業の強化による低分解水あめ、粉あめなどの独自性のある商品群の拡販に努めてまいりました。糖化品の販売数量については、飲料用途等の需要が増加し前期を上回りました。コーンスターチおよび加工でん粉の販売数量については、工業用途等の需要が減少し前期を下回りました。

営業利益については、適正価格での販売に努めてまいりましたが、原料穀物相場の高騰や円安ドル高進行、エネルギーコスト上昇等、急激な製造コストの上昇を吸収することができず前期を大幅に下回りました。

これらの結果、糖質事業の売上高は632億53百万円（前期比23.2%増）、営業損失は10億12百万円となりました。

飼料事業

飼料事業は、顧客のニーズに対する提案型営業や畜産物の販売支援による畜産生産者との取り組み強化、高付加価値商材の拡販に努めてまいりました。昨年10月に感染が確認された鳥インフルエンザの感染拡大が配合飼料の販売に影響を及ぼし、配合飼料の販売数量については、前期を下回りました。鶏卵の販売数量については、前期を上回りました。売上高は、配合飼料の価格改定により前期を上回りました。また、配合飼料価格安定基金の負担増により販売費及び一般管理費が増加となりました。

これらの結果、飼料事業の売上高は594億26百万円（前期比12.5%増）、営業利益は3億82百万円（前期比21.1%減）となりました。

その他

倉庫業は、貨物獲得競争が激化する中、商社や主要顧客との取り組みを強化し荷役量の増加に努めたことにより、貨物取扱量は前期を上回りました。

これらの結果、不動産業、保険代理業、自動車等リース業、運輸業、植物工場等もあわせたその他の売上高は50億72百万円（前期比3.8%増）、営業利益は15億円（前期比2.8%減）となりました。

事業別の売上高、営業利益は次のとおりであります。

事業	第121期 2022年3月期		第122期 2023年3月期（当期）		前期比増減率	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
製粉事業	78,154 百万円	3,555 百万円	87,373 百万円	3,840 百万円	11.8 %	8.0 %
油脂食品事業	100,426	1,020	119,926	1,064	19.4	4.4
糖質事業	51,349	550	63,253	△1,012	23.2	－
飼料事業	52,819	484	59,426	382	12.5	△21.1
その他	4,886	1,543	5,072	1,500	3.8	△2.8
調整額	－	△1,589	－	△1,591	－	－
計	287,635	5,564	335,053	4,184	16.5	△24.8

(注) 調整額は、事業間取引消去および各事業に帰属しない企業集団の広告に要した費用、基礎的研究開発費であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は約94億円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主な設備または取得した物件

当 社	船橋工場	二次加工食品製造設備	[製粉事業他]
当 社	船橋工場	二次加工食品製造設備	[油脂食品事業]
敷島スターチ株式会社		糖化製造設備	[糖質事業]

当連結会計年度において工事継続中の主な設備

当 社	本 社	二次加工食品製造設備（賃貸用）	[製粉事業]
-----	-----	-----------------	--------

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

なお、当連結会計年度末現在の国内無担保普通社債、コマーシャル・ペーパーおよび借入金合計額は603億円であります。

(4) 対処すべき課題

〈1〉経営戦略（長期ビジョン・中期経営計画）

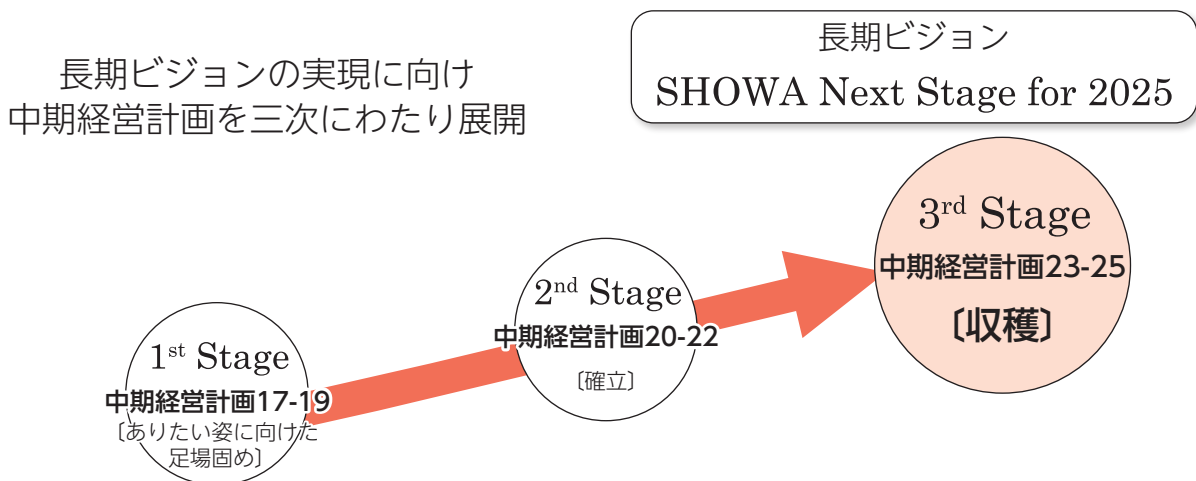
当社グループは「人々の健康で豊かな食生活に貢献する」ことをグループ経営理念とし、1936年の設立以来、小麦、大豆、菜種、トウモロコシなどの穀物を、小麦粉、プレミックス、植物油、糖化製品、配合飼料などに加工し、「食」を通じた社会への貢献を志してまいりました。一層の発展のため、創立90周年にあたる2025年度のありたい姿（長期ビジョン）「SHOWA Next Stage for 2025」を策定し、その実現に向けて3年間の中期経営計画を三次にわたり展開しております。

1st Stageである「中期経営計画17-19」では「ありたい姿の実現に向けた足場固め」を基本方針として、収益基盤の強化に取り組んでまいりました。2nd Stageとなる「中期経営計画20-22」は「確立」のステージとして位置付け、当社グループならではの新しい価値をステークホルダーの皆様にお届けすべく、基本コンセプト「SHOWA New Value Creation」を掲げ、基盤事業の盤石化と成長事業の育成に取り組むと共に、事業活動を通してESG経営を推進するCSV戦略を展開してまいりました。

2023年4月よりスタートした3rd Stage「中期経営計画23-25」は、継続が見込まれる厳しい事業環境やニューノーマルへの変化に適切に対応し、引き続き安全・安心な「食」を安定的に供給するという社会的使命をしっかりと果たしながら、当社グループの「ありたい姿」の実現に向けて成長し続けるため、1st Stageおよび2nd Stageの成果を「収穫」とすると共に各施策を着実に遂行し、創立100周年を見据えた持続的成長のための基盤作りに取り組んでまいります。

■ 「SHOWA Next Stage for 2025」 の内容

ありたい姿	全てのステークホルダーに満足を提供する “穀物ソリューション・カンパニー Next Stage” ～幹を太くし、枝葉を広げ、世の中のためになる果実を育てる～
方針	昭和産業グループならではの複合系シナジーソリューションを進化させると共に、ESG視点での取り組みも強化し、企業価値の向上に努めてまいります。



■ 「中期経営計画20-22」 の総括

中期経営計画20-22は、新型コロナウイルス感染症による影響や、原料穀物相場の急騰、ウクライナ情勢に起因したエネルギーコストおよび輸送コストの上昇、さらに急激な円安進行の影響を受け大変厳しい事業環境となりました。数値目標については、原価の上昇が価格改定を上回り、売上高は目標を達成したものの経常利益およびROEは大幅に目標を下回る結果となりました。

一方で、M&Aや出資、設備投資等、次の成長に向けた投資は着実に実行してまいりました。また、社会的課題解決への貢献のための施策や、当社グループの持続的成長に資するプラットフォームの再構築やステークホルダーエンゲージメントの強化に向けた取り組みについては着実に実施してまいりました。

〔基本方針〕

「中期経営計画20-22」は、長期ビジョンの中間地点として「確立」のステージと位置づけ、基盤事業の盤石化と成長事業の育成に取り組んでまいりました。

〔基本戦略ごとの主な成果〕

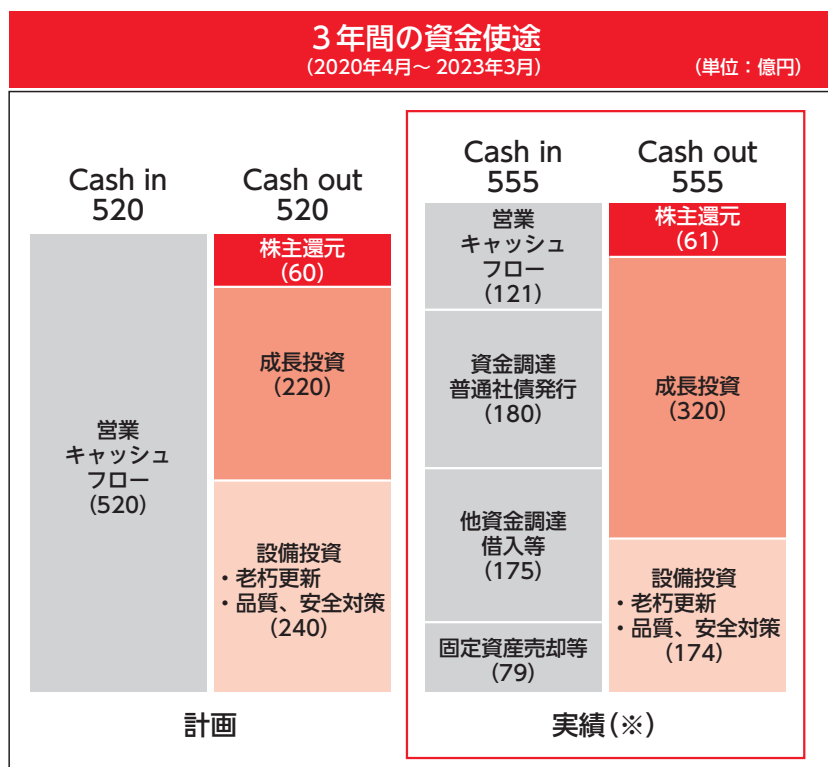
基本戦略	主な成果と取り組み
①基盤事業の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・サンエイ糖化子会社化 ・内外製粉との販売統合 ・焼成パン事業の収益構造改革 ・船橋プレミックス第2工場稼働
②事業領域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ポーソー油脂子会社化 ・台湾における製粉・鶏卵事業の持分法適用会社化 ・アグリビジネスへの参入 ・プラントベースフードの開発・販売強化
③社会的課題解決への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用の法定雇用率達成 ・鹿島工場コージェネレーション設備の石炭廃止 ・TCFD提言賛同表明、公表（糖質事業） ・「女性管理職2倍以上」達成 ・グループ新環境目標の設定
④プラットフォームの再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・新人事制度導入 ・ソリューション営業部の新設による顧客課題解決型営業の強化 ・「ゼロトラスト」セキュリティシステム導入
⑤ステークホルダーエンゲージメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・統合報告書の発行 ・プライム市場への上場 ・SNS公式アカウント開設による外部発信力の強化

[数値目標]

	2020年度 実績	2021年度 実績	2022年度 実績	中計20-22 目標値	達成率
連結売上高 (億円)	2,560	2,876	3,350	2,800	120%
連結経常利益 (億円)	92	65	65	130	50%
ROE (%) (※1)	10.9	3.9	7.1	9.0以上	—
配当性向 (%) (※2)	30.9	49.7	27.9	30程度	—

※1) 2022年度は、ショーサン上尾ビルの売却により約52億円の固定資産売却益（特別利益）が発生

※2) 2020年度の配当性向は、負ののれん発生益による影響を除きます。負ののれん発生益による影響を含めた配当性向は20.3%であります。



※) 一部抜粋

〔主な成長投資〕

①M&A/出資

- ・ボーソー油脂子会社化
- ・サンエイ糖化子会社化
- ・台湾 國成麵粉股份有限公司出資
- ・台湾 中一食品股份有限公司出資

②設備の増強

- ・船橋プレミックス第2工場建設
- ・鹿島製油工場第二抽出増強
- ・植物工場建設

③環境投資

- ・鹿島工場コージェネレーション設備の燃料転換工事による石炭の使用廃止
- ・鹿島工場ボイラー（ダーク油、脂肪酸）の設置
- ・グランソールベーカーリー太陽光発電設備の設置

〔非財務目標〕

「中期経営計画20-22」では数値目標に加え、基本戦略③「社会的課題解決への貢献」における非財務目標を掲げ、事業活動を通してESG経営を推進するCSV戦略を展開してまいりました。

①人的資本経営

女性従業員向けの研修や管理職向けのマネジメント研修などによる意識変革および多様な働き方の実現を進めた結果、下記目標を達成いたしました。

項目	目標
女性管理職数（※1）	2022年度目標：2倍以上（2016年度～2018年度平均比）

※1) 対象：昭和産業単体

②グループ環境目標

「環境への配慮」を経営の重要課題の一つに設定し取り組んでまいりましたが、2021年度に「昭和産業グループ環境目標」として下記の通り目標を改めて設定いたしました。

引き続き、目標の達成に向け取り組んでまいります。

項目	目標
CO ₂ 排出量（※2）	2030年度目標：46%以上削減（2013年度比）
食品ロス（※3）	2025年度目標：30%以上削減（2018年度比）
水使用量（原単位）（※4）	2030年度目標：12%以上削減（2019年度比）

※2) 対象：昭和産業グループ会社（連結子会社+生産系非連結子会社）

※3) 対象：昭和産業および食品ロス発生量が100t/年以上のグループ会社（昭和産業、スウィングベーカリー、グランソールベーカリー、ガーデンベーカリー、タワーベーカリー、昭和冷凍食品の6社）

※4) 対象：昭和産業グループ会社（水質汚濁防止法、下水道法による特定施設を有する事業者）

原単位分母：生産量

〈2〉事業を取り巻く環境

当社グループは、2020年以降、新型コロナウイルス感染症の蔓延や原料穀物価格およびエネルギーコストの上昇、加えて円安基調等未曾有のアゲインストな事業環境に直面いたしました。今後も、温暖化に伴う異常気象、地政学リスクの顕在化、脱炭素化の動きによるバイオ燃料の需要増などから、原料穀物価格やエネルギー価格は高止まりすることが見込まれております。

継続する厳しい事業環境、ニューノーマルへの変化に対し、当社グループも環境変化に対応した商品の開発や、事業領域の拡大に努め、環境変化に左右されにくい収益構造への変革に取り組むため、新たに「中期経営計画23-25」を策定し、5つの基本戦略に沿って「ありたい姿」の実現に向けて取り組んでまいります。

世界的な潮流	国内の消費・競争環境
 <ul style="list-style-type: none"> ・原料穀物相場の高騰 ・エネルギー価格の上昇 ・地政学リスクの顕在化 ・環境問題の深刻化（気候・水・食品ロス） ・SDGs/循環型社会への取り組み加速 ・デジタル技術の進展 	 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少/高齢化の加速 ・環境保全/サステナビリティ意識の高まり ・健康志向/安全・安心志向の高まり ・食の嗜好/食事スタイルの多様化 ・他業種からの食品事業参入の増加 ・自動化/省力化による業務効率の向上

地球環境/社会構造の変化に加え、新型コロナにより生活スタイルや消費行動が一変
 今後も外部環境の変動は激しく、変動を見据えた“SHIN-KA”が必要

創業90周年を迎える2025年度、さらにはその先の未来に向けて、当社グループが“食のインフラ”を支える「穀物ソリューション・カンパニー」として持続的に成長するために、強みである「穀物の専門性」を追求し、環境変化に対応した「高機能商品の開発」や「事業領域の拡大」、「環境負荷の低減」等に取り組む

■ 「中期経営計画23-25」の概要

〔期間〕

2023年度～2025年度

〔基本コンセプト〕

『SHOWAの“SHIN-KA”宣言 ～90年、そしてその先へ～』

- ・ 穀物ソリューションの「進化」を実現します。
- ・ 素材の「真価」を追求し、人々の健康に貢献します。
- ・ サステナビリティ経営の「深化」に挑戦します。

〔基本戦略〕

基本戦略	主な取り組み
①基盤事業の強化	<ul style="list-style-type: none">・ ワンストップ型営業組織への変革による販売力強化・ グループ連携による事業拡大と収益力強化・ 商品構成の最適化や差別化戦略による収益力強化・ 原料、資材の安定調達の強化
②事業領域の拡大	<ul style="list-style-type: none">・ 海外事業、冷凍食品事業の拡大・ 新規事業への挑戦
③環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none">・ グループ環境目標達成に向けた継続的取り組み・ 容器包装プラスチックの削減・ カーボンニュートラル実現に向けたロードマップの検討
④プラットフォームの再構築	<ul style="list-style-type: none">・ ROIC導入による事業ポートフォリオマネジメントの高度化・ 人的資本経営の推進・ デジタル戦略の推進・ RD&E戦略の推進
⑤ステークホルダーエンゲージメントの強化	<ul style="list-style-type: none">・ 従業員エンゲージメントの向上・ 株主戦略に基づくIRの推進・ SNS活用による発信力強化と企業認知度の向上

〔財務目標〕

	2021年度 実績	2022年度 実績	2025年度 計画	2022年度実績に対する 2025年度計画の差異
連結経常利益（億円）	65	65	130	200%
ROE（%）（※1）	3.9	7.1	7.0以上	－
ROIC（%）（※2）	2.6	1.8	4.0以上	2.2ポイント増加
CCC（日）（※3）	78	91	75	16日短縮
NET D/Eレシオ	0.4	0.5	0.6以下	－

※1) 2022年度は、ショーサン上尾ビルの売却により約52億円の固定資産売却益（特別利益）が発生

※2) ROICの定義

ROIC = 税引後営業利益 ÷ 投下資本（有利子負債（Net）＋自己資本）

税引後営業利益は、法人税等を営業利益の30%として計算

※3) キャッシュ・コンバージョン・サイクル

〔非財務目標〕

	項目	2025年度目標
グループ環境目標	CO ₂ 排出量（※1）	30%以上削減（2013年度比）
	食品ロス（※2）	30%以上削減（2018年度比）
	水使用量（原単位）（※3）	9%以上削減（2019年度比）
	プラスチック使用量（原単位）（※4）	7%以上削減（2013年度比）
人的資本経営	女性管理職比率	10%以上
	リスキル投資額	2倍以上（2021年度比）

※1) 対象：昭和産業グループ会社（連結子会社＋生産系非連結子会社）

※2) 対象：昭和産業および食品ロス発生量が100 t/年以上のグループ会社（昭和産業、スウィングベーカーリー、グランソールベーカーリー、ガーデンベーカーリー、タワーベーカーリー、昭和冷凍食品の6社）

※3) 対象：昭和産業グループ会社（水質汚濁防止法、下水道法による特定施設を有する事業者）

※4) 化石燃料由来容器包装材に使用するワンウェイプラスチック

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

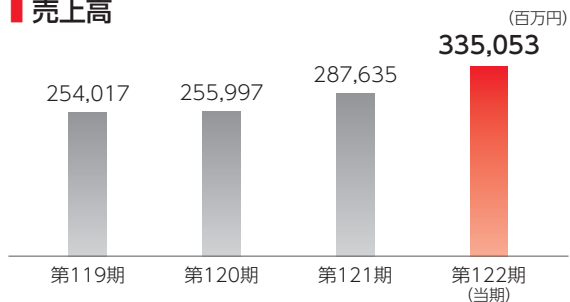
1 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第119期 2020年3月期	第120期 2021年3月期	第121期 2022年3月期	第122期 2023年3月期(当期)
売上高 (百万円)	254,017	255,997	287,635	335,053
営業利益 (百万円)	8,808	7,594	5,564	4,184
経常利益 (百万円)	10,160	9,213	6,576	6,525
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,764	10,115	4,006	7,776
1株当たり当期純利益 (円)	216.45	319.67	120.61	232.59
総資産 (百万円)	173,451	213,309	231,306	247,770
純資産 (百万円)	88,721	103,080	109,089	116,362

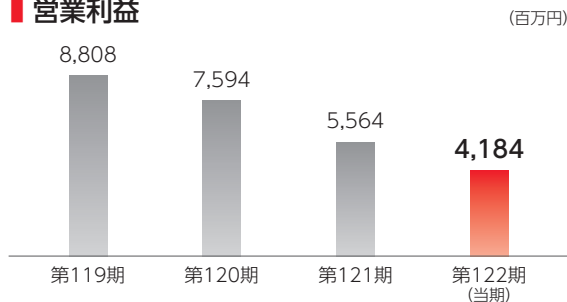
(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第121期の期首から適用しております。

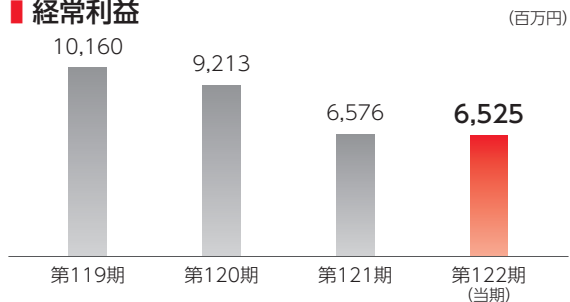
■ 売上高



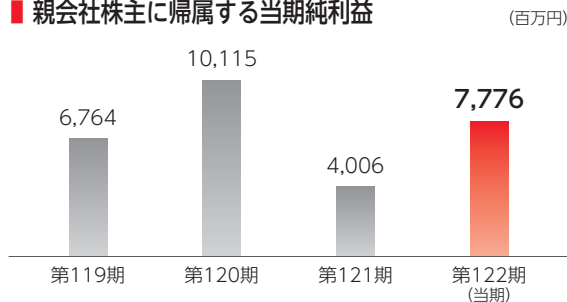
■ 営業利益



■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

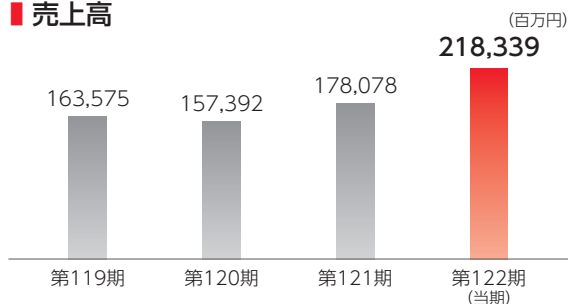


2 当社の財産および損益の状況の推移

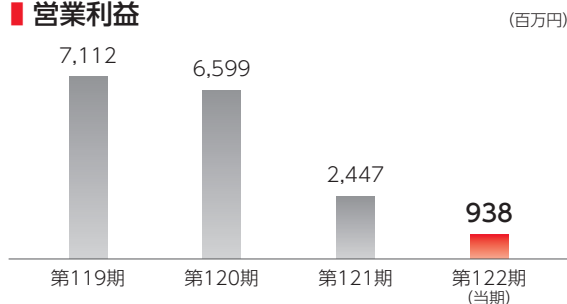
区分	第119期 2020年3月期	第120期 2021年3月期	第121期 2022年3月期	第122期 2023年3月期(当期)
売上高 (百万円)	163,575	157,392	178,078	218,339
営業利益 (百万円)	7,112	6,599	2,447	938
経常利益 (百万円)	7,686	6,906	3,343	4,022
当期純利益 (百万円)	4,084	4,973	2,284	6,693
1株当たり当期純利益 (円)	130.69	157.16	68.74	200.18
総資産 (百万円)	132,224	158,058	173,123	189,196
純資産 (百万円)	67,549	75,712	79,436	84,886

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第121期の期首から適用しております。

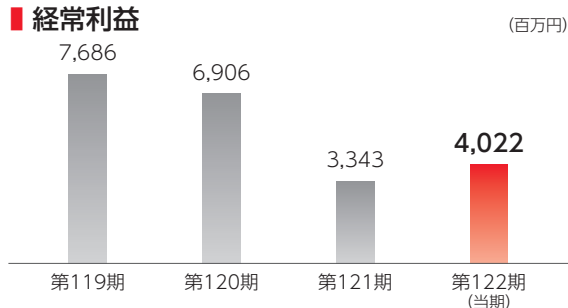
売上高



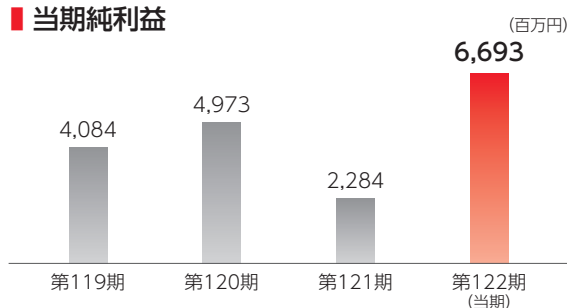
営業利益



経常利益



当期純利益



(6) 主要な事業内容

当企業集団は、次に掲げたものの製造、販売を主な事業としております。

事業	主要な内容
製粉事業	小麦粉、プレミックス（ドーナツ、ケーキ、スナックなど）、小麦粉周辺食材、パン、ふすま
油脂食品事業	食用油（サラダ油、白絞油、オリーブ油、ひまわり油、ごま油、米油、加工油脂）、大豆蛋白、食品用大豆、プレミックス（天ぷら粉、から揚げ粉、お好み焼粉、ホットケーキミックスなど）、パスタ、乾麺、健康食品、冷凍生地、冷凍スナック、冷凍惣菜、ギフトセット、米、脱脂大豆、菜種粕、脱脂米ぬか、石けん
糖質事業	糖化製品（水あめ、ぶどう糖、異性化糖、オリゴ糖）、コーンスターチ、加工でん粉、粗酵素、乳酸菌、コーングルテンフィード、コーングルテンミール、コーンジャーム
飼料事業	配合飼料、鶏卵および鶏卵加工品
その他	輸入穀物の保管・荷役、冷凍・冷蔵倉庫の運営、不動産の賃貸借および管理、植物工場、保険代理業、自動車等リース業、運輸業

(7) 主要な営業所および工場

会社名	主要な営業所および工場
昭和産業株式会社	本社（東京都千代田区） 大阪支店（大阪市北区） 名古屋支店（名古屋市西区） 仙台支店（仙台市若林区） 札幌支店（札幌市白石区） 福岡支店（福岡市博多区） 広島支店（広島市佐伯区） 関東信越支店（群馬県太田市） 鹿島工場（茨城県神栖市） 神戸工場（神戸市東灘区） 船橋工場（千葉県船橋市） 基盤技術研究所（千葉県船橋市） 商品開発研究所（千葉県船橋市）
昭産商事株式会社	本社（東京都板橋区）
奥本製粉株式会社	本社工場（大阪府貝塚市）
ポーソー油脂株式会社	本社工場（千葉県船橋市）
敷島スターチ株式会社	本社工場（三重県鈴鹿市）
サンエイ糖化株式会社	本社工場（愛知県知多市）
九州昭和産業株式会社	本社工場（鹿児島県志布志市） 八代工場（熊本県八代市）
木田製粉株式会社	本社工場（札幌市北区）
株式会社内外製粉	本社工場（三重県三重郡）
セントラル製粉株式会社	本社工場（愛知県知多市）
株式会社スウィングベーカリー	本社工場（千葉県印西市）
グランソールベーカリー株式会社	本社工場（茨城県神栖市）
ガーデンベーカリー株式会社	本社工場（東京都昭島市）
タワーベーカリー株式会社	本社工場（埼玉県越谷市）
昭和冷凍食品株式会社	本社工場（新潟市南区）
昭和鶏卵株式会社	本社工場（埼玉県入間郡）
昭産開発株式会社	本社（埼玉県上尾市）
株式会社ショウレイ	本社（千葉県船橋市）
株式会社オーバン	本社（東京都板橋区）
昭産運輸株式会社	本社（千葉県船橋市）

(8) 従業員の状況

1 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
製粉事業	952 名	△5 名
油脂食品事業	752	6
糖質事業	500	△8
飼料事業	175	2
その他	147	△3
全社（共通）	337	1
合計	2,863	△7

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員の当連結会計年度における平均雇用人員（1,878名）を含んでおりません。

2 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	1,276 名	7 名	40.1 歳	16.4 年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員の当事業年度における平均雇用人員（153名）を含んでおりません。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

1 親会社との関係

該当事項はありません。

2 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
昭産商事株式会社	391 百万円	100.0 %	小麦粉、油脂、食品、配合飼料、穀類の販売および保険代理業
奥本製粉株式会社	88	81.0	小麦粉、プレミックスおよびパスタの製造および販売
ポーソー油脂株式会社	100	100.0	油脂、脱脂粕の製造および販売
敷島スターチ株式会社	300	100.0	コーンスターチ、糖化製品の製造および販売
サンエイ糖化株式会社	400	100.0	糖化製品・乳酸菌・ビフィズス菌の製造および販売
九州昭和産業株式会社	300	78.7	配合飼料の製造および販売、畜産物の販売

(注) 1. 当社の連結対象子会社は上記の重要な子会社6社を含む26社、持分法適用会社は6社であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	3,700 百万円
農林中央金庫	3,242
三井住友信託銀行株式会社	2,230
株式会社千葉銀行	1,746
株式会社三菱UFJ銀行	1,374
日本生命保険相互会社	1,300

(注) 企業集団の主要な借入先であります。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

131,000,000株

(2) 発行済株式の総数

33,450,934株（自己株式534,486株を除く）

(3) 当期末株主数

19,614名（前期末比1,630名増）

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊藤忠商事株式会社	2,540 千株	7.6 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,189	6.5
株式会社千葉銀行	1,542	4.6
三井物産株式会社	1,540	4.6
ユアサ・フナシヨク株式会社	1,233	3.7
損害保険ジャパン株式会社	1,197	3.6
昭和産業取引先持株会	1,131	3.4
農林中央金庫	1,103	3.3
双日株式会社	1,000	3.0
カーギルジャパン合同会社	940	2.8

(注) 持株比率につきましては、自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く）	18,953株	6名
取締役（監査等委員）	—	—
上記のうち社外役員	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3.会社役員に関する事項(5)取締役の報酬等」に記載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	新 妻 一 彦	
取締役 専務執行役員	国 領 順 二	営業部門統轄、営業企画部・海外事業部・ソリューション営業部・飼料畜産部・穀物原料部担当
取締役 常務執行役員	大 柳 奨	管理部門統轄
取締役 常務執行役員	山 口 龍 也	ミックス・パスタ事業統括室・油脂部・食品部・支店担当
取締役 常務執行役員	塚 越 英 行	広域営業部・製粉部・糖質部担当
取締役 常務執行役員	大 野 正 史	研究開発部門統轄、品質保証部担当
取締役	柳 谷 孝	株式会社アルファシステムズ社外取締役 株式会社デジタルハーツホールディングス社外取締役
取締役	三 上 直 子	アース製薬株式会社社外取締役
取締役 (監査等委員)	齋 藤 規 生	(常 勤)
取締役 (監査等委員)	吉 田 幸 宏	
取締役 (監査等委員)	花 田 秀 則	

(注) 1. 大野正史氏は、2022年6月24日開催の第121回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。

2. 取締役 金子俊之氏は、2022年6月24日に退任いたしました。

3. 取締役 柳谷孝および三上直子の両氏ならびに取締役（監査等委員） 吉田幸宏および花田秀則の両氏は、社外取締役であり、また、東京証券取引所の定める独立役員であります。

4. 取締役（監査等委員） 吉田幸宏氏は金融機関における長年の経験があり、また、取締役（監査等委員） 花田秀則氏は損害保険会社における経理部長としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保し、日常的な情報収集および重要な社内会議への出席による情報共有ならびに業務監査部等と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。

(2) 執行役員の氏名等 (2023年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当
*社長執行役員	塚 越 英 行	
*専務執行役員	国 領 順 二	事業・営業部門統轄
*常務執行役員	山 口 龍 也	イングリディエンツ営業部・フードプロセス営業部・流通営業部・支店担当
*常務執行役員	大 野 正 史	テクニカル部門統轄
専務執行役員	高 橋 秀 和	テクニカル企画推進部・ロジスティクス部・鹿島工場・神戸工場・船橋工場担当
常務執行役員	猪 野 浩	グループ人事担当、グループガバナンス担当
常務執行役員	細 井 義 泰	コーポレート部門統轄、中計推進本部長
常務執行役員	駒 井 孝 哉	大阪支店長
執行役員	檜 前 慶 一	昭産商事株式会社 代表取締役社長
執行役員	太 田 隆 行	サンエイ糖化株式会社 代表取締役社長
執行役員	金 子 俊 之	ポーソー油脂株式会社 代表取締役社長
執行役員	杉 山 毅	九州昭和産業株式会社 代表取締役社長
執行役員	小河原 賢 二	奥本製粉株式会社 代表取締役社長
執行役員	荒 川 謹 亮	九州昭和産業株式会社 取締役
執行役員	仙 波 美智代	船橋工場長
執行役員	鈴 木 孝 明	イングリディエンツ営業部長
執行役員	永 井 俊 彦	鹿島工場長
執行役員	鈴 木 正 文	技術センター所長
執行役員	阿 部 健太郎	フィード事業部長
執行役員	小 山 征 信	フード事業部長
執行役員	高 橋 秀 典	企画部長
執行役員	河 津 大 輔	開発センター所長
執行役員	竹 内 英 史	海外営業部長

(注) 1. 2023年2月24日開催の取締役会において決議しております。
 2. *印の者は、取締役を兼務しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および常勤の監査等委員である取締役との間において、それぞれ会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）および執行役員ならびに当社が50%超出資しているグループ会社の取締役および監査役等の役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものは補償の対象外とすることや補償金額以上の補償は被保険者自身の負担とすることにより、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等

①役員報酬制度の理念（役員報酬ポリシー）

当社は、2017年3月24日開催の取締役会の決議承認を経て、2017年4月1日付で、「役員報酬ポリシー」を制定しております。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬（会社法第361条第1項に定める報酬等をいう。以下、「報酬」という。）は、当社グループの企業理念に基づき、当社グループの持続的な成長および中長期の企業価値向上に資する健全なインセンティブとして機能させることを目的として、「役員報酬ポリシー」に定める以下の基本方針に則り決定しております。

- (1) 当社グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上に資するものであること
- (2) 株主との価値共有や株主重視の経営意識を高めることに資するものであること
- (3) 短期業績に加え中長期業績との連動にも配慮したものであること
- (4) 優秀な人材を確保・維持できる報酬水準であること
- (5) 様々なステークホルダーの価値創造に配慮していること
- (6) 透明性、客観性を備えた設計であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること

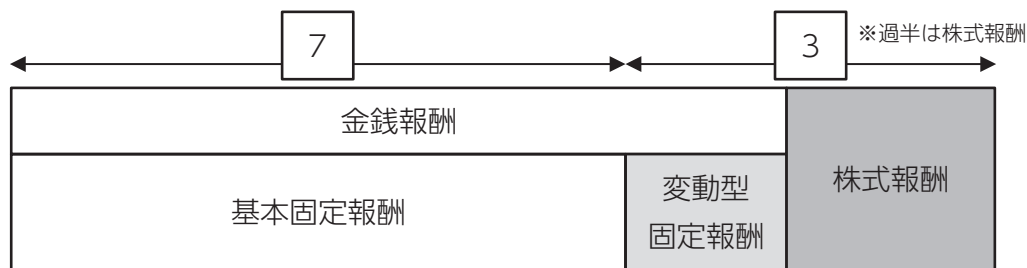
②取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額又は算定方法の決定に関する方針

当社は、「役員報酬ポリシー」を踏まえて、2021年2月19日開催の取締役会の決議によって以下のとおり「取締役の報酬等の内容決定に関する方針」（以下、「報酬方針」という。）を定めております。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系

- i. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系は、金銭報酬および株式報酬により構成されます。金銭報酬は、職務内容等役位に応じて定められる基本固定報酬と前年度の会社業績および個人業績を勘案して定められる短期インセンティブとしての金銭報酬（以下、「変動型固定報酬」という。）から構成しており、いずれも毎月一定の金額を支給しております。これらの報酬の比率は、原則として、基本固定報酬7：変動型固定報酬および株式報酬3としております。なお、当社株主との価値共有を図るために、変動型固定報酬および株式報酬のうち、過半を株式報酬としております。
- ii. 変動型固定報酬については、中長期業績を達成するためのマイルストーンとしての単年度業績に対する取締役のコミットメントとしての性質を勘案し、会社業績および個人の業績等の貢献度に基づき決定しております。なお、個人の業績等の評価は、各々の取締役が担う役割・責任に応じたものとしております。
- iii. 株式報酬については、中長期インセンティブとして当社グループの中長期的な企業価値向上および当社株主との価値共有を目的とし、各々の取締役が担う役割・責任等を総合的に勘案の上、役位等に応じて決定しております。
- iv. 社外取締役については、基本固定報酬のみとしております。

(イメージ図) 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系



(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の算定方法等

- i. 基本固定報酬
 - ・役位、職務内容および責任に基づいて定めております。
 - ・年額を12等分して毎月支給しております。
- ii. 変動型固定報酬（短期インセンティブ）
 - ・前年度の会社業績および個人業績を勘案して定めております。なお、個人業績の評価は、各々の取締役が担う役割・責任に基づき定めております。ただし、代表取締役については、会社業績のみの評価としております。
 - ・年額を12等分して毎月支給しております。

〔当該事業年度に支給した変動型固定報酬に係る指標〕

(単位：億円)

指 標		目標値	実績値	
会社業績評価	2022年3月期 目標達成評価	連結売上高	2,800.00	2,876.35
		連結営業利益	79.00	55.64
		連結E B I T D A	169.64	160.50
	中期経営計画 目標達成評価	連結売上高	2,800.00	2,876.35
連結経常利益		130.00	65.76	
個人業績評価	単年度目標達成評価		-	-

iii. 株式報酬（中長期インセンティブ）

- ・譲渡制限期間を3年以上とする譲渡制限付株式を付与しております。
- ・付与については、各々の取締役が担う役割・責任等を総合的に勘案の上、役位等に応じて定めております。
- ・譲渡制限付株式の割当日は、定時株主総会直後に開催する取締役会において、当該取締役会の決議から1ヵ月を経過するまでの日をもって定めております。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の内容決定の手続について

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の内容は、その最終的な決定を取締役社長執行役員である新妻一彦に一任しております。当社グループ全体の業績を踏まえながら業務執行取締役の個人ごとの業績を評価して報酬の内容を決定することにおいては、業務執行を統括する取締役社長執行役員による決定が適しているものと考えております。
- ただし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬に係る決定プロセスおよび結果の透明性と客観性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関である報酬諮問委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の決定に際して、上記の「役員報酬ポリシー」および「報酬方針」との整合性、妥当性等の観点から審議を行い、取締役会にその意見を提出しております。取締役社長執行役員は、報酬諮問委員会の意見を踏まえて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の内容を最終的に決定しております。
- 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の内容は、上記プロセスによって決定されておりますので、「報酬方針」に沿ったものであると判断しております。

- iv. 報酬諮問委員会は、社外取締役のみで構成され、その員数は3名以上としております。
 なお、当該事業年度における開催回数は、延べ3回となります。
- v. 取締役会が報酬諮問委員会に諮問する事項は以下の通りです。
- ・ 取締役の個人別の報酬内容の妥当性
 - ・ 取締役の個人別の報酬内容が本方針に従ったものであることの確認
 - ・ 本方針の改廃

③取締役の報酬に関する株主総会の決議

- (1) 取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2017年6月28日であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額を年額3億50百万円以内（うち、社外取締役分は30百万円以内）とし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。当該株主総会の終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名で、うち、社外取締役の員数は1名です。また、監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額80百万円以内としております。当該株主総会の終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名で、うち、社外取締役の員数は2名です。
- (2) 上記(1)とは別枠で、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して、株式報酬として「譲渡制限付株式」の現物出資金額に相当する金銭報酬債権を年額1億円以内としております。また、「譲渡制限付株式」の付与のために発行または処分される当社の普通株式総数は年8万株以内としております。当該株主総会の終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名です。

④取締役の区分ごとの報酬等の種類別総額および対象となる取締役の員数

役員区分	報酬等の限度額 (百万円)	報酬等の総額 (百万円)	内訳		対象となる 役員の員数 (名)
			金銭報酬 (百万円)	株式報酬 (百万円)	
取締役（監査等委員を除く）	450	280	229	51	9
取締役（監査等委員）	80	40	40	-	3
上記のうち社外役員	-	36	36	-	4

(注) 上記には、2022年6月24日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名への支給を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

1 重要な兼職先である法人等と当社の関係

重要な兼職先は(1)に記載のとおりであり、各兼職先と当社との間には、重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

2 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	柳 谷 孝	当事業年度の取締役会に16回中16回出席いたしました。企業経営の経験と資本市場についての豊富な知見を活かして適宜発言を行い、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献する等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、経営諮問委員会および報酬諮問委員会の委員長を務め、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担っております。
社外取締役	三 上 直 子	当事業年度の取締役会に16回中16回出席いたしました。企業経営の経験と豊富な知見を活かして適宜発言を行い、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献する等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、経営諮問委員会および報酬諮問委員会の委員を務め、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	吉 田 幸 宏	当事業年度の取締役会に16回中16回出席し、また、監査等委員会に14回中14回出席いたしました。金融機関における長年の経験と豊富な知見を活かして適宜発言を行い、当社の財務政策の強化に貢献する等、監査等委員である社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、経営諮問委員会および報酬諮問委員会の委員を務め、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	花 田 秀 則	当事業年度の取締役会に16回中16回出席し、また、監査等委員会に14回中14回出席いたしました。損害保険会社における長年の経験とリスク管理についての豊富な知見を活かして適宜発言を行い、当社のリスクマネジメントの強化に貢献する等、監査等委員である社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、経営諮問委員会および報酬諮問委員会の委員を務め、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名または名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	73	百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73	

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度における監査報酬の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が継続してその職務を全うすることが困難と認められる場合には、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案する方針であります。

(備考)

この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、割合は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円 単位未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	247,770	負債の部	131,407
流動資産	123,484	流動負債	94,484
現金及び預金	6,225	支払手形及び買掛金	32,427
受取手形	2,368	短期借入金	16,477
売掛金	52,936	コマーシャル・ペーパー	24,000
商品及び製品	16,668	リース債務	716
仕掛品	3,378	未払金	11,262
原材料及び貯蔵品	38,700	未払法人税等	2,129
その他	3,331	賞与引当金	1,894
貸倒引当金	△125	設備関係支払手形	271
		設備関係電子記録債務	1,594
		その他	3,709
固定資産	124,286	固定負債	36,922
有形固定資産	83,010	社債	18,000
建物及び構築物	32,297	長期借入金	1,853
機械装置及び運搬具	24,632	リース債務	346
土地	21,771	繰延税金負債	3,303
リース資産	855	役員退職慰労引当金	31
建設仮勘定	2,170	退職給付に係る負債	9,194
その他	1,282	資産除去債務	461
		その他	3,730
無形固定資産	4,479	純資産の部	116,362
のれん	1,120	株主資本	103,762
顧客関連資産	1,994	資本金	14,293
その他	1,364	資本剰余金	7,866
投資その他の資産	36,795	利益剰余金	82,751
投資有価証券	33,158	自己株式	△1,148
長期貸付金	263	その他の包括利益累計額	9,234
固定化営業債権	77	その他有価証券評価差額金	8,592
退職給付に係る資産	270	繰延ヘッジ損益	△8
その他	3,132	為替換算調整勘定	487
貸倒引当金	△106	退職給付に係る調整累計額	162
資産合計	247,770	非支配株主持分	3,365
		負債及び純資産合計	247,770

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円 単位未満切捨)

科 目	金 額	
売上高		335,053
売上原価		289,511
売上総利益		45,542
販売費及び一般管理費		41,357
営業利益		4,184
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	575	
持分法による投資利益	681	
為替差益	91	
社宅他不動産賃貸料	126	
受取保険金	768	
その他	498	2,743
営業外費用		
支払利息	214	
損害賠償金	120	
その他	67	403
経常利益		6,525
特別利益		
固定資産売却益	5,247	
退職給付制度改定益	45	
国庫補助金	54	5,347
特別損失		
固定資産廃棄損	397	
固定資産売却損	2	
固定資産圧縮損	54	
減損損失	407	
港湾岸壁浚渫費用	62	
その他	39	964
税金等調整前当期純利益		10,908
法人税、住民税及び事業税		2,947
法人税等調整額		78
法人税等合計		3,026
当期純利益		7,882
非支配株主に帰属する当期純利益		105
親会社株主に帰属する当期純利益		7,776

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円 単位未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	189,196	負債の部	104,310
流動資産	89,521	流動負債	72,775
現金及び預金	4,099	買掛金	23,030
受取手形	1,265	短期借入金	9,110
売掛金	34,212	1年内返済予定の長期借入金	2,800
商品及び製品	10,690	コマーシャル・ペーパー	24,000
仕掛品	1,472	リース債務	260
原材料及び貯蔵品	25,230	未払金	6,821
前払金	249	未払費用	317
前払費用	872	未払法人税等	1,418
未収入金	667	未払消費税等	435
関係会社預け金	10,501	預り金	356
その他	304	賞与引当金	1,000
貸倒引当金	△45	設備関係支払手形	188
		設備関係電子記録債務	1,370
		その他	1,666
固定資産	99,675	固定負債	31,534
有形固定資産	49,746	社債	18,000
建物	18,544	長期借入金	1,000
構築物	2,739	リース債務	392
機械及び装置	16,549	退職給付引当金	5,703
車輛運搬具	0	債務保証損失引当金	2,300
工具器具備品	488	繰延税金負債	1,158
土地	9,372	資産除去債務	135
リース資産	572	長期預り敷金保証金	474
建設仮勘定	1,478	長期預り保証金	2,356
		その他	12
無形固定資産	1,045	純資産の部	84,886
ソフトウェア	993	株主資本	77,599
その他	51	資本金	14,293
投資その他の資産	48,883	資本剰余金	7,395
投資有価証券	17,303	資本準備金	4,786
関係会社株式	29,449	その他資本剰余金	2,609
出資金	550	利益剰余金	57,057
関係会社出資金	453	その他利益剰余金	57,057
長期貸付金	262	(別途積立金)	(12,110)
長期前払費用	434	(固定資産圧縮積立金)	(1,774)
差入保証金	182	(繰越利益剰余金)	(43,173)
前払年金費用	247	自己株式	△1,147
貸倒引当金	△0	評価・換算差額等	7,286
		その他有価証券評価差額金	7,277
		繰延ヘッジ損益	8
資産合計	189,196	負債及び純資産合計	189,196

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円 単位未満切捨)

科 目	金 額	
売上高		218,339
売上原価		190,982
売上総利益		27,357
販売費及び一般管理費		26,419
営業利益		938
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,694	
その他	1,626	3,321
営業外費用		
支払利息	160	
その他	76	237
経常利益		4,022
特別利益		
固定資産売却益	5,243	
国庫補助金	54	5,298
特別損失		
固定資産廃棄損	322	
固定資産売却損	1	
固定資産圧縮損	54	
減損損失	396	
港湾岸壁浚渫費用	62	837
税引前当期純利益		8,482
法人税、住民税及び事業税		1,734
法人税等調整額		54
法人税等合計		1,788
当期純利益		6,693

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

昭和産業株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 植村文雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤武男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

昭和産業株式会社
取締役会 御中E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 植村文雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤武男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

昭和産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 齋藤規生 ㊟

監査等委員 吉田幸宏 ㊟

監査等委員 花田秀則 ㊟

(注) 監査等委員 吉田幸宏及び花田秀則は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第122回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル3階 日経ホール



▶ 最寄り駅 地下鉄 大手町駅 C2b出口直結

- | | | | | | |
|---------|------|--------|----------------|-----------|-------|
| ■ 東京メトロ | 千代田線 | 「大手町駅」 | 神田橋方面改札より | 徒歩約4分 | |
| | 半蔵門線 | 「大手町駅」 | 皇居方面改札より | 徒歩約5分 | |
| | 丸ノ内線 | 「大手町駅」 | サンケイ前交差点方面改札より | 徒歩約6分 | |
| | 東西線 | 「大手町駅」 | 西改札より | 徒歩約8分 | |
| | | | 「竹橋駅」 | 大手町方面改札より | 徒歩約3分 |
| ■ 都営地下鉄 | 三田線 | 「大手町駅」 | 大手町方面改札より | 徒歩約7分 | |

本総会のための駐車場の用意はございません。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。